⑶　追加弁済
第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行なった残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第４号
神戸市中央区港島９丁目13番地
再生債務者　株式会社神戸ポートリサイクル
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神戸市中央区江戸町98番地１東町・江戸町ビル５階　神戸シティ法律事務所
弁護士　石橋　伸子
平成22年６月17日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第４号
神戸市中央区港島９丁目13番地
再生債務者　株式会社神戸ポートリサイクル
１　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年９月９日から平成22年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第２号
兵庫県伊丹市北本町２丁目139番地１
再生債務者　山崎総合設計株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年５月６日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月２日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月16日
平成22年６月15日　神戸地方裁判所伊丹支部

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
山口県防府市桑山２丁目12番37号
再生債務者　株式会社長宗
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年６月18日　山口地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３４号
栃木県鹿沼市上久我645番地
再生債務者　大橋　博明
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月20日から平成22年７月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第１６号
栃木県宇都宮市下栗１丁目５番地20
再生債務者　松本　　卓
１　決定年月日時　平成22年６月17日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月22日から平成22年７月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第１０１号
埼玉県飯能市大字上赤工１番地20
再生債務者　稲川　　誠
１　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月22日から平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１７号
北海道小樽市オタモイ１丁目10番22号
再生債務者　朝倉　紀子
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月23日から平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（再イ）第２０号
茨城県取手市下高井2120番地１
再生債務者　小山　繁男
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月23日から平成22年７月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２２年（再イ）第２７号
群馬県伊勢崎市境保泉1912番地４　リバータウン広瀬
再生債務者　筑井　啓文
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月23日から平成22年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第２８号
群馬県伊勢崎市境保泉1912番地４　リバータウン広瀬
再生債務者　筑井　勝江
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月23日から平成22年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第９４号
埼玉県ふじみ野市苗間583番地２
再生債務者　市原　光輝
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月23日から平成22年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第９５号
埼玉県富士見市上沢１丁目４番７号
再生債務者　田野　貴宏
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月23日から平成22年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第６号
千葉県木更津市東太田４丁目８番16号　サンセールＳＡＴＳＵＫＩⅡ105号
再生債務者　三矢　一輝
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月23日から平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（再イ）第２４号
千葉県山武市井之内682番地19
再生債務者　和田　正一
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月23日から平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（再イ）第１９２号
愛知県東海市加木屋町山之脇60番地の２　ライフプラザ加木屋Ｅ―10
再生債務者　松本　良二
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月16日から平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部